

続いて、次の質問に移ります。

校則の合理的な見直しについて質問いたします。

校則といえば、私自身が中学生だった頃、男子生徒は全員丸刈りにしなければならないという校則が存在しておりました。当時は、それを当たり前のこととして受け止めていましたが、社会が多様性を尊重する方向に進む今、振り返れば時代にそぐわない面があったと感じます。近年では、ツーブロック禁止といった頭髪規定が社会問題として注目されています。

ツーブロックとは、両サイドを短く刈り上げ、上部の髪を長めに残す段差のある髪型で、清潔感があり、手入れもしやすく、若者の間で広く定着しているスタイルです。それにもかかわらず、一律に禁止されている事例があり、生徒や保護者、さらには理美容業界との間で感覚の乖離が指摘されています。

2023年の全国高等学校野球選手権大会では、慶應義塾高等学校の野球部が丸刈りに縛られず、ツーブロックを含む多様な髪型で全国優勝を果たしました。これは、見た目の統一に頼らずとも組織のまとまりや規律が維持できるという好例で、多くの国民の共感を呼んだのではないでしょか。

文部科学省の生徒指導提要においても、校則は社会通念に照らして合理的と見られる範囲内であること、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展を踏まえて見直すことが明確に示されています。さらに、義務教育である中学校では、生徒は通う学校を自由に選ぶことができません。それにもかかわらず、学校ごとに頭髪規定が異なれば、同じ市内に通う生徒の間で、なぜ学校によってルールが違うのかという疑問や不公平感が生まれます。これは子供の人権や教育の平等性の観点からも看過できない課題であります。

そこで本市においても、教育の本質的な目的に立ち返り、校則の在り方を見直していく必要があると考え、以下の5点について質問いたします。

1つ目、規則の見直し状況について。

本市の中学校における頭髪規定について、これまでに見直しが行われた事例はありますか。それは、どのような状況や背景から実施されたのか、お伺いいたします。

2つ目、生徒、保護者、地域との対話について。

校則の内容や必要性について共通理解を深めるために、生徒、保護者、地域との意見交換会やアンケートを行っている、または今後行う予定はありますか。

3つ目、校則の柔軟な運用と合理性の検証について。

社会通念や時代の進展に対応し、ツーブロックを含む頭髪規定についても合理的と判断される範囲内で柔軟に運用していく方針があるのか、教育委員会からの御見解をお伺いいたします。

4つ目、各校への働きかけと支援について。

校則の合理性について見直しを促すために、文部科学省の生徒指導提要を各校長先生や教職員さんに周知し、校則の点検、見直しを推奨する働きかけを行っていますか。

5つ目、将来的なガイドライン策定について。

校則に関する合理的な基準や考え方を整理し、市全体として一定の指向性を示すガイドラインを策定する予定はありますか。また、各校での運用を支援するための共通資料や、指針の提供を検討していますか。よろしくお願ひします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。竹林教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹林栄一）

（登壇） 校則の合理的見直しについてお答えいたします。

まず、規則の見直し状況についてでございます。

これまで生徒総会において提案があり、頭髪規定について見直しを行った学校がございます。

見直しに際しては、生徒代表と教員が意見交換を行い、社会通念に照らし、内容を精査した上で、規定の見直しを校長が判断いたしました。

見直しの過程では、生徒からは過度な頭髪にも問題があるとの意見もあり、問題があると思われる場面について何度も話し合いを行うなど、時間をかけて議論したところでございます。

次に生徒、保護者、地域との意見交換等についてでございます。

校則の見直しに際しては、これまでアンケートは実施しておりませんが、生徒が主体的に話し合い、生徒たちの意見を基に校則検討委員会が中心となって検討しております。なお、委員会の議論には保護者や地域の方にも加わっていただいており、生徒、保護者、地域での共通理解が図られているものと認識しております。

次に、校則の柔軟な運用と合理性の確保についてでございます。

文部科学省の生徒指導提要では、校則は教育目的に照らして必要性や適切性を検証し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できない校則は見直しを行う旨のことが求められています。ツーブロックを含む頭髪規定につきましても、生徒指導提要に基づき、各学校において合理的な範囲で柔軟に運用していくものと認識しております。

また、各学校にも生徒指導提要に沿った校則の見直しや運用について検証するよう、教育委員会からも働きかけを行っております。

次に、将来的なガイドラインの策定についてでございます。

各学校の校則につきましては、生徒指導主事の連絡協議会等で情報交換を行い、学校間での調和を図りながらも、生徒の自主性を尊重することとしておりますことから、現時点では市全体として校則の一定の指向性を示すガイドラインを策定する予定はございません。

教育委員会といたしましては、生徒の健全な成長と学校生活の充実を図るため、各学校が主体的に校則を検討、見直しができるよう支援を行ってまいります。

○5番（加藤昌延）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

前例のない取組や新しい仕組みを導入しようとする際には、現場の学校にとって最初の一歩を踏み出すのは非常にハードルが高いのが現実です。必要性を理解していても判断に迷い、動き出せない状況があります。もちろん、生徒と先生が主体的に話し合い、それぞれの学校の実情に合わせ方針を決めることは大変意義深いことです。しかし、それだけに委ねてしましますと、前に進みに

くい面も否めません。

そこで必要なのは、市として、あるいは教育委員会が明確な方向性を示し、この方向性で進めてよいという後押しを示していただくことが現場の学校にとって大きな支えとなり、安心して取組を開始できるのではないかでしょうか。さらに、生徒と学校が協力して、ガイドラインやルールをつくり上げれば、生徒の思いも、先生方の思いも、相互に理解しやすくなります。そのプロセス自体が教育的な意味を持つと思います。

そこで要望いたします。先生方からもたくさん、本当に御要望いただいておりますので、やはり教育委員会におかれましては、義務教育である中学校において、学校ごとに異なる頭髪規定などの校則が存在することは、子供の人権や教育の平等性の観点からも再検討が必要と考えます。先ほども言いましたように、ツーブロックであったりとか、ストレートパーマを当てるであったりとか、いろいろ校則の頭髪規定があると思います。そこをしっかりと道筋をつくってあげていければなと思います。最低限の方向性や市内全ての中学校が一定の大まかな共通理念の下で校則の運用を行えるよう、道筋を示していただきたいと思います。

その上で、学校と生徒が主体的に話し合い、実態に即したルールをつくっていけるような環境整備を進めていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。